

令和8年度 あおもり産品 宣材写真撮影支援事業 募集要項

1 実施目的

販路開拓に意欲的な市内生産者等の「あおもり産品」をプロのフォトグラファーが撮影し、その写真を宣材として商品パッケージやPR用資材、ECサイトの掲載等に活用することで、消費者や卸事業者バイヤー等に商品の魅力を視覚的・効果的にPRし、高付加価値化・ブランド化の促進と生産者等の所得向上に寄与することを目的としています。

※あおもり産品とは・・・市内で生産した農水産物やその加工品を指します。

2 募集内容

- (1)対象者 あおもり産品の生産者及び生産者団体 またはあおもり産品を活用した加工事業者
- (2)撮影期間 令和8年6月3日(水)～令和9年2月26日(金)
※撮影時間は1回あたり2～3時間程度(移動時間は含みません)。
※撮影日時については申込者の希望日程を提示いただいた上で、あおもり産品販売促進協議会が申込者・フォトグラファーと調整します。
- (3)実施場所 生産水田、生産圃場、加工場、フォトグラファーのスタジオ等
※申込書をもとにヒアリングを行い、調整した上で決定します。
- (4)募集期間 令和8年6月1日(月)～令和8年12月25日(金)17:00まで
※先着順とし、定員に達した場合、その時点で募集を終了します。
- (5)募集者数 8者
- (6)撮影料 原則無料
※通常の撮影料はあおもり産品販売促進協議会が負担します。ただし、特殊な環境下での撮影など、希望内容によって申込者負担が発生する場合があります。
- (7)申込要件
- ① 青森市内に住所または市内に主たる事業所を有すること
 - ② 撮影対象があおもり産品(工芸品を除く)であること
※他産地の農水産物およびその加工品は不可
 - ③ 原則、撮影時には申込者が立ち会うこと
 - ④ 撮影した写真を令和9年2月末までに商品の販路開拓(PR用品の製作および配布、ECサイトへの掲載、SNSによる情報発信等)に活用すること
 - ⑤ 申込者等が、青森市暴力団排除条例(平成23年青森市条例第33号)第2条第2号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

3 事業実施に関する事項

(1) 申込方法

あおり産品販売促進協議会ホームページに掲載している撮影申込書に必要事項を記入の上、下記アドレスへメールで送付してください。

送付先：aomorisanpin@gmail.com

(2) 申込から撮影までの流れ

- ① 申 込 上記申込方法のとおり
- ② 日時調整 申込内容を基に、協議会が申込者・フォトグラファーと調整
協議会から申込者へ撮影したい写真の方向性、完成イメージ等について
事前のヒアリングを実施
- ③ 撮 影 調整後、申込者立ち会いのもと、イメージを擦り合わせながら撮影を実施
- ④ 写真納品 フォトグラファーによる撮影写真の編集完了後、協議会より写真データを申込者へ
納品
- ⑤ 活 用 申込者はPR用品の製作および配布やECサイトへの掲載、SNSでの情報発信等に
撮影した写真を活用
※令和9年2月末までに活用してください。
- ⑥ 実績報告 実績報告書に必要事項を記入し、実際の活用現場の写真等を添付して協議会へ
提出
※提出〆切 令和9年3月1日(月)17:00

(3) 留意点

- ① 撮影時に、災害や荒天に見舞われた際は、急遽撮影を中止もしくは延期することがあります。
- ② 撮影時に、事前に調整した内容と大幅な変更があった際は、撮影を中止する場合があります。
- ③ 撮影の中止や延期に伴って生じる申込者の損害に対し、協議会は補償や補填をいたしません。
- ④ 撮影時に、撮影現場の物品等の破損や人身事故等が発生した場合、協議会は申込者に対し、その損害等の補償や補填はいたしません。
- ⑤ 撮影した写真の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)や所有権、使用权等は、申込者に帰属します。ただし、協議会や市があおり産品を広くPRする場合や、フォトグラファーが自身の業績をPRする場合に限り、申込者の許可なく撮影した写真を利用できるものとします。